

大市総第127号
令和元年11月22日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第185号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月22日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和元年12月2日（月） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 8 2 号議案	大村市役所出張所設置条例……………	(1)
第 8 3 号議案	大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例…	(3)
第 8 4 号議案	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………	(1 2)
第 8 5 号議案	一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	(1 6)
第 8 6 号議案	大村市事務分掌条例の一部を改正する条例……………	(3 0)
第 8 7 号議案	大村市公民館条例の一部を改正する条例……………	(3 1)
第 8 8 号議案	大村市立図書館条例の一部を改正する条例……………	(3 4)
第 8 9 号議案	大村市都市公園条例の一部を改正する条例……………	(3 5)
第 9 0 号議案	大村市体育施設条例の一部を改正する条例……………	(3 6)
第 9 1 号議案	動産の買入れ金額の変更について……………	(3 8)
第 9 2 号議案	損害賠償の額を定め和解することについて……………	(3 9)
第 9 3 号議案	損害賠償の額を定め和解することについて……………	(4 0)
報告第 1 5 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(4 1)
報告第 1 6 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(4 3)
報告第 1 7 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(4 5)
第 9 4 号議案	専決処分の承認について（令和元年度大村市一般会計補正予算（第 5 号））	
第 9 5 号議案	令和元年度大村市一般会計補正予算（第 6 号）	
第 9 6 号議案	令和元年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第 3 号）	
第 9 7 号議案	令和元年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 9 8 号議案	令和元年度大村市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	

第 8 2 号議案

大村市役所出張所設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 5 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、出張所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第 2 条 出張所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、出張所に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(廃止)

2 大村市役所出張所設置の件（昭和 1 7 年 2 月 1 1 日決定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日から規則で定める日までの間における西大村出張所の位置は、別表の規定にかかわらず、大村市松並一丁目 2 4 6 番地 5 とする。

別表（第2条関係）

名称	位置	所管区域
三浦出張所	大村市日泊町791番地	西部町、日泊町、溝陸町、今村町
鈴田出張所	大村市大里町33番地2	岩松町、小川内町、平町、陰平町、大里町、中里町
西大村出張所	大村市古賀島町133番地31	古賀島町、森園町、松山町、協和町、松並一丁目、松並二丁目、箕島町、杭出津1丁目、杭出津2丁目、杭出津3丁目、水田町、古町1丁目、古町2丁目、乾馬場町、西乾馬場町、西大村本町、桜馬場1丁目、桜馬場2丁目、植松1丁目、植松2丁目、植松3丁目、諏訪1丁目、諏訪2丁目、諏訪3丁目、上諏訪町、雄ヶ原町、池田新町、池田1丁目、池田2丁目、坂口町
萱瀬出張所	大村市田下町1577番地	荒瀬町、原町、宮代町、田下町、中岳町、黒木町
竹松出張所	大村市大川田町417番地1	富の原一丁目、富の原二丁目、黒丸町、竹松町、鬼橋町、小路口本町、小路口町、原口町、竹松本町、大川田町、宮小路一丁目、宮小路二丁目、宮小路三丁目、今津町
福重出張所	大村市皆同町512番地2	沖田町、寿古町、皆同町、今富町、野田町、重井田町、立福寺町、弥勒寺町、福重町、草場町
松原出張所	大村市松原本町296番地4	松原本町、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、野岳町、東野岳町、武留路町

令和元年12月2日提出

大村市長 園田裕史

（提案理由）

西大村出張所の移転に合わせて、各出張所の設置及び位置等について条例で定めるため、この条例案を提出するものである。

第 8 3 号議案

大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）

第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第 2 条 この条例において「給与」とは、法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第 1 号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年大村市条例第 2 8 号。以下「給与条例」という。）別表第 1 及び別表第 3 に定める給料表を適用する。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づきこれを給与条例別表第 1 及び別表第 3 に定める 1 級又は 2 級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、給与条例別表第 4 の規定が適用される職員の例による。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第 5 条 フルタイム会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が

決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法は、給与条例第7条及び第8条の規定が適用される職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第10条の2及び第10条の3の規定により地域手当を支給される職員の例により、地域手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第10条の5の規定により通勤手当を支給される職員の例により、通勤手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第11条及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和36年大村市条例第4号。第18条において「特殊勤務手当条例」という。)の規定により特殊勤務手当を支給される職員の例により、特殊勤務手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第10条 フルタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間(会計年度任用職員ごとに定められた勤務時間をいう。以下同じ。)中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下この条において「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、祝日法による休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、給与条例第12条の規定が適用される職員の例により、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第11条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任

用職員には、給与条例第13条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により時間外勤務手当を支給される職員の例により、時間外勤務手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第12条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第14条の規定により夜間勤務手当を支給される職員の例により、夜間勤務手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第13条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第15条の規定により休日勤務手当を支給される職員の例により、休日勤務手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第14条 宿日直勤務を命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第17条第1項の規定により宿日直手当を支給される職員の例により、宿日直手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 6月1日及び12月1日(第24条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第20条の規定により期末手当を支給される職員の例により、期末手当を支給する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第16条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の月額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和26年大村市条例第53号。第4項において「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）を超えない範囲内において任命権者が定める。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の日額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において任命権者が定める。

3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の時間額は、基準月額を162.75で除して得た額を超えない範囲内において任命権者が定める。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して決定して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の支給方法）

第17条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務した日数又は時間に応じて基本報酬を支給する。

3 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から離職した日までの基本報酬を支給する。ただし、死亡したときは、その月までの基本報酬を支給する。

4 前項本文の規定により基本報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基準として日

割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第18条 特殊勤務手当条例第2条各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第11条及び特殊勤務手当条例の規定により特殊勤務手当を支給される職員の例により、特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の月額、特殊勤務手当条例別表に定める手当の額を超えない範囲内において、規則で定める額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の減額)

第19条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して基本報酬を支給する。

2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して基本報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の時間外勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき、第23条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にあっては、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時

間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間につき、同条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にあつては、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第22条の規定により休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（第22条の規定により休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第23条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる勤務の時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 第2項各号に規定する勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にあつては、100分の175）

(2) 前項に規定する勤務（同項ただし書に規定する勤務を除く。）の時間（第22条の規定により休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる時間を除く。）
100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬）

第21条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する

ことを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を夜間勤務手当に相当する報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬)

第22条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務したパートタイム会計年度任用職員についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員のその休日の勤務に対しては、前項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第23条 第19条から前条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第16条第1項の規定により任命権者が定める額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第16条第2項の規定により任命権者が定める額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第16条第3項の規定により任命権者が定める額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)には、給与条例第20条の規定により期末手当を支

給される職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」とする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第25条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条の5第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、当該パートタイム会計年度任用職員に対し、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第10条の5の規定により通勤手当を支給される職員の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、通勤に係る費用弁償の支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ないパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額は、規則で定める額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第26条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、当該パートタイム会計年度任用職員に対し、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、大村市職員の旅費に関する条例（昭和32年大村市条例第23号）の規定の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表における2級の職務に相当するものとする。

（任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第27条 第2条から第24条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、給与条例が適用される職員の給与との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（臨時職員等の給与に関する条例の廃止）

2 臨時職員等の給与に関する条例（昭和28年大村市条例第42号）は、廃止する。

令和元年12月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

第 8 4 号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の手続及び効果に関する条例（昭和 2 6 年大村市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第 2 8 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「効果」の次に「並びに失職の例外」を加え、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 2 2 条の 2 第 2 項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の手続及び効果に関する条例（昭和 2 6 年大村市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 2 9 条第 2 項」を「第 2 9 条第 4 項」に、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第 3 条中「6 ヶ月以下の期間給料の月額」を「6 月以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては、基本報酬の額）」に改める。

第 4 条第 1 項中「6 ヶ月」を「6 月」に改める。

(大村市職員の手続時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 3 条 大村市職員の手続時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 2 6 年大村市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の見出し中「日給職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「日額で給料を定められた職員」を「法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」

に改める。

(大村市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 大村市職員の退職手当に関する条例(昭和31年大村市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大村市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表交通指導員の項を削り、同表スポーツ推進委員の項中「同」を「年額」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年大村市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職に採用された職員の給与に関しては」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については」に改める。

(大村市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 大村市職員の育児休業等に関する条例(平成4年大村市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「6箇月」を「6か月」に改め、同条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、「6箇月」を「6か月」に改める。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第21条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成7年大村市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項に規定する条件附採用」を「第22条に規定する条件付採用」に改め、同項第4号中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成14年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項に規定する条件附採用」を「第22条に規定する条件付採用」に改める。

(大村市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 大村市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大村市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(大村市交通安全の保持に関する条例の一部改正)

第11条 大村市交通安全の保持に関する条例（昭和44年大村市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「は、非常勤とし、任期は」を「の任期は、」に改める。

第11条中「、市長の命を受け」を削る。

(大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名、本則（第12条を除く。）及び附則（第1項を除く。）中「開催時臨時従事員」を「従事員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

第 8 5 号議案

一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年大村市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 9 2 . 5」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 7 . 5」を加える。

別表第 1 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表

ア 削除

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
	86		289,500	325,400	346,300		
	87		289,700	325,600	346,600		
	88		289,900	326,000	346,900		
	89		290,300	326,400	347,300		
	90		290,500	326,800	347,600		
	91		290,700	327,200	348,000		
	92		290,900	327,600	348,300		
	93		291,300	327,900	348,700		
	94		291,500	328,100	349,000		
	95		291,700	328,500	349,300		
	96		292,000	328,800	349,600		
	97		292,400	329,000	349,900		
	98		292,700	329,300	350,300		
	99		292,900	329,600	350,700		
	100		293,200	329,900	351,100		
	101		293,500	330,100	351,600		
	102		293,700	330,400	352,000		
	103		293,900	330,800	352,400		
	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400			
	107			331,800			
	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、管理栄養士、栄養士、理学療法士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400		
	95	282,800	315,700	349,100	366,800		
	96	283,800	316,300	349,700	367,100		
	97	284,400	317,000	350,100	367,700		
	98	285,200	317,300	350,500	368,200		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700		
	100	286,700	318,600	351,400	369,200		
	101	287,500	319,000	351,900	369,800		
	102	288,300	319,600	352,300	370,300		
	103	289,100	320,200	352,800	370,800		
	104	289,900	320,800	353,200	371,200		
	105	290,600	321,200	353,500	371,800		
	106	291,100	321,700	354,000	372,300		
	107	291,600	322,200	354,400	372,800		
	108	292,100	322,700	354,700	373,300		
	109	292,300	323,100	355,200	373,900		
	110	292,600	323,500	355,700	374,300		
	111	292,800	323,800	356,200	374,800		
	112	293,200	324,100	356,700	375,300		
	113	293,500	324,500	357,200	375,900		
	114	293,700	324,900	357,700			
	115	294,100	325,300	358,200			
	116	294,400	325,600	358,600			
	117	294,700	325,800	359,000			
	118	295,000	326,100	359,400			
	119	295,300	326,500	359,900			
	120	295,700	326,700	360,400			
	121	296,000	326,900	360,800			
	122	296,400	327,200	361,300			
	123	296,700	327,500	361,800			
	124	297,100	327,800	362,300			
	125	297,300	328,000	362,600			
	126	297,500	328,300				
	127	297,800	328,700				
	128	298,200	328,900				
	129	298,400	329,100				
	130	298,700	329,300				

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	131	299,100	329,700				
	132	299,500	329,900				
	133	299,700	330,200				
	134	300,000	330,600				
	135	300,400	331,000				
	136	300,700	331,400				
	137	300,900	331,700				
	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の4第1項中「12,000円」を「16,000円」に、「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、「(その控除した額が2,500円未満のときは、2,500円)」を削り、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改め、同条第2項中「12,000円」を「16,000円」に、「前項の規定に準じて」を「前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年大村市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第4条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(次条において「第1条改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例(次条において「改正後の市長等給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後の給与条例又は改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後の給与条例又は改正後の市長等給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第10条の4の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この条において「第2条改正後の給与条例」という。）第10条の4の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条改正後の給与条例第10条の4第1項及び第2項に規定する職員に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条改正後の給与条例第10条の4第1項及び第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和元年12月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

国家公務員の給与に関する国の取扱状況等に鑑み、一般職の職員及び市長、副市長等の給与に関する改定を行うため、この条例案を提出するものである。

第 8 6 号議案

大村市事務分掌条例の一部を改正する条例

大村市事務分掌条例（昭和 5 2 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条財政部の項第 3 号中「、用地の取得」を削り、同条都市整備部の項に次の 1 号を加える。

(4) 用地の取得に関すること。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 1 2 月 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

組織・機構の見直しに伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 8 7 号議案

大村市公民館条例の一部を改正する条例

大村市公民館条例（昭和 4 6 年大村市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大村市中地区公民館の項中「大村市松並一丁目 2 4 6 番地 5」を「大村市古賀島町 1 3 3 番地 3 1」に改める。

第 7 条第 2 項中「使用料」を「前項の使用料」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 3 中地区公民館の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料は、別表第 3 のとおりとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、中地区公民館を利用する者が中地区公民館での用務に要した時間に係る駐車場の使用料は、無料とする。
- 5 第 3 項の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。

第 8 条及び第 9 条中「使用料」を「公民館及び駐車場の使用料」に改める。

別表第 1 中地区公民館の項を次のように改める。

中地区公民館	大会議室	1, 7 0 0	2, 3 0 0	2, 3 0 0	4, 0 0 0	4, 6 0 0	6, 3 0 0
	フリールーム	4 5 0	6 0 0	6 0 0	1, 0 5 0	1, 2 0 0	1, 6 5 0
	和室	4 5 0	6 0 0	6 0 0	1, 0 5 0	1, 2 0 0	1, 6 5 0
	工芸室	3 0 0	4 0 0	4 0 0	7 0 0	8 0 0	1, 1 0 0
	第 1 会議室	2 0 0	2 5 0	2 5 0	4 5 0	5 0 0	7 0 0
	第 2 会議室	3 0 0	4 0 0	4 0 0	7 0 0	8 0 0	1, 1 0 0
	第 3 会議室	4 5 0	6 0 0	6 0 0	1, 0 5 0	1, 2 0 0	1, 6 5 0
	音楽室	3 5 0	5 0 0	5 0 0	8 5 0	1, 0 0 0	1, 3 5 0
	料理講座室	4 0 0	5 5 0	5 5 0	9 5 0	1, 1 0 0	1, 5 0 0

別表第 2 中地区公民館の項を次のように改める。

中地区公民館	大会議室	3,400	4,600	4,600	8,000	9,200	12,600
	フリールーム	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	和室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	工芸室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
	第1会議室	400	500	500	900	1,000	1,400
	第2会議室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
	第3会議室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	音楽室	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700
	料理講座室	800	1,100	1,100	1,900	2,200	3,000

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第7条関係）

駐車時間の区分	使用料
駐車場に入場してから1時間まで	無料
1時間を超え24時間まで	1時間までごとに100円。ただし、1,000円を上限とする。

備考 駐車時間が24時間を超える場合は、その超える1時間までごとに100円を加算する。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の大村市公民館条例の規定による中地区公民館の使用の許可及び使用料の徴収については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の中地区公民館

の使用に係る使用料について適用する。

令和元年12月2日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

大村市中地区公民館の建替えに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第 88 号議案

大村市立図書館条例の一部を改正する条例

大村市立図書館条例（昭和 48 年大村市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表中

大村市郡地区公民館図書室	大村市富の原二丁目 38 番地 1
--------------	-------------------

を

「

大村市中地区公民館図書室	大村市古賀島町 1 3 3 番地 3 1
大村市郡地区公民館図書室	大村市富の原二丁目 38 番地 1

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和元年 12 月 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

大村市立図書館の分室として、大村市中地区公民館図書室を設置するため、この条例案を提出するものである。

第 8 9 号議案

大村市都市公園条例の一部を改正する条例

大村市都市公園条例（昭和 4 9 年大村市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 植松公園の項中「大村市植松 3 丁目 8 4 2 番地」を「大村市植松 3 丁目 1
5 4 番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和元年 1 2 月 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

植松公園を移転するため、この条例案を提出するものである。

第90号議案

大村市体育施設条例の一部を改正する条例

大村市体育施設条例（平成17年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の見出しを「（大村市総合運動公園の管理の特例）」に改め、同項中「大村市総合運動公園運動広場及び大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場」を「大村市総合運動公園」に改める。

別表第1中「大村市総合運動公園運動広場」を「大村市総合運動公園」に改め、同表大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場の項を削る。

別表第2の7の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

7 大村市総合運動公園の使用料

施設名	施設使用料	附属設備使用料	
運動広場	1コート30分につき300円		
グラウンドゴルフ場	1コート30分につき500円		
テニスコート	1コート30分につき150円	夜間照明	1コート30分につき200円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の大村市体育施設条例の規定による大村市総合運動公園のテニスコートの利用の許可及び使用料の徴収については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和元年12月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

大村市総合運動公園にテニスコートを設置するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 9 1 号議案

動産の買入れ金額の変更について

令和元年 7 月 2 日の大村市議会定例会において議決を受けた「消防ポンプ自動車」の買入れについて、買入れ金額を次のとおり変更する。

変更前 22,453,200 円

変更後 22,869,000 円 (415,800 円の増額)

令和元年 12 月 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 9 2 号議案

損害賠償の額を定め和解することについて

市道上の事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

1 損害賠償及び和解の相手方



2 和解条項の要旨

- (1) 大村市は、相手方に対し、金 1, 0 3 5, 8 3 6 円を支払う。
- (2) 相手方は、大村市に対して、本件に関し今後上記の和解金を除き一切の請求をしない。

第93号議案

損害賠償の額を定め和解することについて

市道上の事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月2日提出

大村市長 園田裕史

1 損害賠償及び和解の相手方

●
●
●

2 和解条項の要旨

- (1) 大村市は、相手方に対し、金1,910,800円を支払う。
- (2) 相手方は、大村市に対して、本件に関し今後上記の和解金を除き一切の請求をしない。

報告第15号

専決処分の報告について

市有地の除草作業による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和元年12月2日提出

大村市長 園田裕史

報告第16号

専決処分の報告について

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和元年12月2日提出

大村市長 園田裕史

専 決 処 分 書

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月11日

大村市長 園 田 裕 史

専決第13号

損害賠償の額	14,040円
損害賠償の相手方	● ●

専決第14号

損害賠償の額	10,044円
損害賠償の相手方	● ●

報告第17号

専決処分の報告について

市道上の事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和元年12月2日提出

大村市長 園田裕史

専決第15号

専 決 処 分 書

市道上の事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月20日

大村市長 園 田 裕 史

1 損害賠償の額 220,400円

2 損害賠償の相手方

